

各国の入国条件（査証・旅券）と在日公館

○ 世界各国の大使館（Embassy Web）
URL embassy-finder.com/ja/
○ 外務省駐日外国公館リスト
URL http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/

留意点
※査証免除などについての条件は、突然変更される場合がありますので、必ずインターネット等で、ご確認ください。
※日本国籍以外の方は、下記と異なりますので、訪問国の大使館・領事館へご確認ください。

以下は短期間の観光旅行の査証要否、旅券残存期限です

国名	査証	査証免除となる条件	旅券・査証の残存有効期間 旅券の未使用査証欄必要ページ数*	在日大使館・領事館住所・電話番号（抜粋）
アジア				
中国		15日以内 観光・業務 通過目的	入国時6ヶ月以上	大使館：東京都港区元麻布3-4-33 ☎03-5785-6868 札幌総領事館：札幌市中央区南13条西23-5-1 ☎011-563-5563 新潟総領事館：新潟市中央区西大畑町5220-18 ☎025-228-8899 名古屋総領事館：名古屋市中区東桜2-8-37 ☎052-932-1098 大阪総領事館：大阪市西区靱本町地区3-9-2 ☎06-6445-9481 福岡総領事館：福岡市中央区地行浜1-3-3 ☎092-713-1121 長崎総領事館：長崎市橘口町10-35 ☎095-849-3311 (お問い合わせは中国大使館・領事館へ)
香港		90日以内の滞在 (観光、一般商務、外交・公用) (要出国航空券)	(滞在日数が1ヶ月以内の場合) 入国時1ヶ月＋滞在日数以上 (滞在日数が1ヶ月以上の場合) 入国時3ヶ月以上	駐日経済文化代表所 駐日経済文化代表所横浜分所：横浜市中区日本大通り60番地朝日生命横浜ビル2F ☎045-641-7737 駐日経済文化代表所札幌分所：札幌市中央区北4条西4丁目1番地伊藤ビル5F ☎011-222-2930 駐日経済文化代表所那覇分所：那覇市久茂地3-15-9 アルテビル那覇6F ☎098-862-7008 大阪経済文化弁事所：大阪市西区土佐堀1-4-8 日栄ビル4F ☎06-6443-8484 大阪経済文化弁事所福岡分所：福岡市中央区桜坂3-12-42 ☎092-734-2810
台湾		90日以内の滞在 (要出国航空券)	入国時3ヶ月以上	駐日経済文化代表所 駐日経済文化代表所横浜分所：横浜市中区日本大通り60番地朝日生命横浜ビル2F ☎045-641-7737 駐日経済文化代表所札幌分所：札幌市中央区北4条西4丁目1番地伊藤ビル5F ☎011-222-2930 駐日経済文化代表所那覇分所：那覇市久茂地3-15-9 アルテビル那覇6F ☎098-862-7008 大阪経済文化弁事所：大阪市西区土佐堀1-4-8 日栄ビル4F ☎06-6443-8484 大阪経済文化弁事所福岡分所：福岡市中央区桜坂3-12-42 ☎092-734-2810
韓国 (大韓民国)		90日以内の観光 (要出国航空券)	入国時3ヶ月以上	大使館：東京都港区南麻布1-7-32 ☎03-3452-7611 札幌総領事館：札幌市中央区北2条西12-1-4 ☎011-218-0288 仙台総領事館：仙台市青葉区上杉1-4-3 ☎022-221-2751 横浜総領事館：横浜市中区山手町118 ☎045-621-4531 新潟総領事館：新潟市万代島5-1 万代島ビル8F ☎025-255-5555 名古屋総領事館：名古屋市中村区名駅南1-19-12 ☎052-586-9221 大阪総領事館：大阪市中央区西心斎橋2-3-4 ☎06-6213-1401 神戸総領事館：神戸市中央区中山手通2-21-5 ☎078-221-4853 広島総領事館：広島市南区東荒神町4-22 ☎082-568-0502 福岡総領事館：福岡市中央区地行浜1-1-3 ☎092-771-0461
フィリピン		30日以内の滞在 (要出国航空券)	入国時6ヶ月＋滞在日数以上	大使館：東京都港区六本木5-15-5 ☎03-5562-1600 大阪総領事館：大阪市中央区城見2-1-61 ツイン21MIDタワー 24F ☎06-6910-7881 那覇総領事館：宜野湾市新城2-35-1 アルジョンビル2F ☎098-892-5486
タイ		空路入国の場合 30日以内の観光 (要出国航空券と 1人1万バーツ相当額の所持)	入国時6ヶ月以上	大使館：東京都品川区上大崎3-14-6 ☎03-5789-2449 名古屋名誉総領事館：名古屋市中区錦3-6-29 ☎052-963-3451
マレーシア		90日以内・観光・業務 (要出国航空券) 陸路出国では近隣諸国から出国する航空券	入国時6ヶ月以上	大使館：東京都渋谷区南平台町20-16 ☎03-3476-3849
シンガポール		30日以内の観光・業務 (要出国航空券) 滞在を保証する十分な資金	入国時6ヶ月以上	大使館：東京都港区六本木5-12-3 ☎03-3586-9111 名古屋名誉総領事館：名古屋市中区葵3-21-19 ☎052-935-1258 大阪名誉総領事館：堺市堺区老松町3-77 ☎072-223-6911
インドネシア		30日以内の観光の観光（要出国航空券）対象の空港・海港から入国する。（対象：ジャカルタ（スカルノハッタ空港）、バリ（ングライ空港など）	入国時6ヶ月以上	大使館：東京都品川区東五反田5-2-9 非公開
ベトナム		15日以内の観光・業務 (要出国航空券) ※2015年1月1日以降、ベトナム出国日から30日以内にベトナムに再入国する場合は査証が必要。	出国時6ヶ月以上	大使館：東京都渋谷区元代々木町50-11 ☎03-3466-3311 大阪総領事館：堺市堺区市之町東4-2-15 ☎072-221-6666 福岡総領事館：福岡市博多区中州5-3-8 アーク博多ビル4F ☎092-263-7668
カンボジア	◎		観光査証の有効期限3ヶ月・滞在可能日数30日 残存期間は6ヶ月＋滞在日数 ⑤1P以上	大使館：東京都港区赤坂8-6-9 ☎03-5412-8521 名古屋領事館：名古屋市中区葵3-14-20 ☎052-979-5578 大阪領事館：大阪市北区茶屋町12-6 ☎06-6376-2305 福岡領事館：福岡市中央区天神1-4-1 ☎092-717-1255
ラオス		14泊15日以内の観光・業務	入国時6ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都港区西麻布3-3-22 ☎03-5411-2291
ミャンマー	◎		観光査証の有効期限は発行日より3ヶ月 28日までは滞在可 残存期間は6ヶ月以上	大使館：東京都品川区北品川4-8-2 ☎03-3441-9291
バングラデシュ	◎		査証申請時6ヶ月以上＋滞在日数 ⑤3P以上	大使館：東京都千代田区紀尾井町3番29号 ☎03-3234-5801
スリランカ	◎ ETA	30日以内・観光（要予約済往復航空券）	入国時6ヶ月以上	大使館：東京都港区高輪2-1-54 ラフィーネ021 ☎03-3440-6911
インド	◎		査証申請時6ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都千代田区九段南2-2-11 ☎03-3262-2391 大阪総領事館：大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル10F ☎06-6261-7299

※旅券の未使用査証欄の必要ページ数：⑤00Pと表示

重要
2016年8月現在

国名	査証	査証免除となる条件	旅券・査証の残存有効期間 旅券の未使用査証欄必要ページ数*	在日大使館・領事館住所・電話番号（抜粋）
アジア				
				インドビザ申請センター(東京)：東京都港区芝3-40-4 三田ティプラザ1階 ☎03-6453-8371 インドビザ申請センター(大阪)：大阪府中央区淡路町1-2-10 RBビル6階 ☎06-6210-5991 大使館：東京都目黒区下目黒6-20-28 福川ハウスB ☎03-3713-6241 大阪領事館：大阪市天王寺区上本町6-9-21FUSION+ビル8階 ☎06-6776-0120 大使館：東京都渋谷区神山町21-4 松涛バインクレストマンション ☎03-3469-2088 大阪領事館：大阪府中央区博労町3-5-1 エブソン大阪ビル19階 ☎06-6241-7761
ヨーロッパ				
イギリス		6ヶ月未満の観光 (要出国航空券・滞在費等) 滞在期間、滞在目的にかかわらず査証不要	帰国時まで有効なもの 出国時6ヶ月以上	大使館：東京都千代田区一番町1 電話問合せ不可 大阪総領事館：大阪府中央区博労町3-5-1 ☎06-6120-5600 大使館：東京都千代田区麹町2-10-7 アイルランドハウス5F ☎03-3263-0695
アイルランド				

シェンゲン協定加盟国
シェンゲン協定は、ヨーロッパ内加盟国相互の自由化、手続きの簡素化を目的とした共通滞在協定。（日本は加盟していません）
日本人は、加盟地域内での査証免除、及び滞在期間は制限されます。また、旅券の残存期限も制限されます。
・180日の期間内で、延滞が最大90日間になります。（シェンゲン領域入国・トランジットから）
・旅券は残存期限が6ヶ月以上あることが望ましい。（6ヶ月以上ない場合は旅券を更新してください）
・シェンゲン加盟国で乗り継ぐ場合は、最初の国（トランジットであっても）での入国となります。その国の規則が適用されます。
・旅券の残存期限は6ヶ月以上必要な国と、最低3ヶ月＋滞在日数が必要な国が混在しております。ヨーロッパ内乗り継ぎ（経由地）の条件に注意してください。
・シェンゲン協定国により条件が異なります。旅券の残存期限不足の場合には出国できない場合もあります。
・シェンゲン国境規則は改正される場合があります。ヨーロッパ内の渡航先の無査証入国条件は、各国大使館、又は、航空会社で確認してください。
(例) 旅券残存期限3ヶ月未満で、イギリスが目的地で、フランス経由でロンドンまで行った場合。
イギリスの無査証入国条件は帰国時まで有効な旅券ですが、経由地フランスは3ヶ月以上となりますので、日本出国時でチェックされ搭乗できないことになります。

シェンゲン協定加盟国 2014年 3月1日現在 以下26ヶ国				
アイスランド		3ヶ月以内の観光 (要出国航空券)	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：渋谷区猿楽町29-6 (デンマーク大使館が代行) ☎03-3496-3001
イタリア		90日以内の観光・業務 (要出国航空券)	シェンゲン協定加盟国出国時90日以上	大使館：東京都港区三田2-5-4 ☎03-3453-5291 大阪総領事館：大阪府北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー 17F ☎06-4706-5820
エストニア		90日以内の観光・業務	出国時3ヶ月以上 ⑤連続3P以上	大使館：東京都渋谷区神宮前2-6-15 ☎03-5412-7281
オーストリア		6ヶ月未満の観光	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上	大使館：東京都港区元麻布1-1-20 ☎03-3451-8281 VFSオーストリアビザ申請センター（名古屋） ☎052-856-9533 VFSオーストリアビザ申請センター（大阪） ☎06-6264-8840
オランダ		90日以内の観光 (要出国航空券)	出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都港区西麻布3-16-30 ☎03-3403-0871
ギリシア		90日以内の観光・業務	入国時3ヶ月＋滞在日数（ギリシャを含むシェンゲン協定加盟国）以上 ⑤2P以上	
スイス		90日以内の滞在	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	大使館：東京都港区南麻布5-9-12 ☎03-5449-8400
スウェーデン		90日以内の観光・業務	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上（裏面に他国の査証がないこと）	大使館：東京都港区六本木1-10-3-100 ☎03-5562-5050
スペイン		90日以内の観光・業務 滞在費用証明するもの・滞在目的を証明するもの	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	大使館：東京都港区六本木1-3-29 ☎03-3583-8531
スロバキア		90日以内の観光・業務	出国時3ヶ月以上 シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上	大使館：東京都港区元麻布2-11-33 ☎03-3451-2200
スロベニア		90日以内の観光・業務	⑤1P以上	大使館：東京都港区南青山7-14-12 ☎03-5468-6275
チェコ		90日以内の観光・業務 滞在期間をカバーする海外旅行保険	出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都渋谷区広尾2-16-14 ☎03-3400-8122
デンマーク		90日以内の観光・業務	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	大使館：東京都渋谷区猿楽町29-6 ☎03-3496-3001
ドイツ		90日以内の観光・業務	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	大使館：東京都港区南麻布4-5-10 ☎03-5791-7753 大阪・神戸総領事館：大阪府北区大淀中1-1-88-3501 梅田スカイビル タワーイースト35F ☎06-6440-5074
ノルウェー		90日以内の観光・業務	シェンゲン協定加盟国出国時90日以上 ⑤1P以上	大使館：東京都港区南麻布5-12-2 ☎03-6408-8100
ハンガリー		90日以内の観光・業務	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上	大使館：東京都港区三田2-17-14 ☎03-5730-7121
フィンランド		90日以内の観光・業務 (要出国航空券)	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都港区南麻布3-5-39 ☎03-5447-6000 大阪名誉総領事館：大阪府中央区心斎橋筋1-7-1 大丸心斎橋店北館6F ☎06-4704-3705
フランス		90日以内の観光・業務 (要出国航空券)	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上（見開き）	名古屋名誉総領事館：名古屋市中村区名駅1-1-4 東海旅客鉄道（株） ☎052-564-5105
ベルギー		90日以内の観光・業務 (要出国航空券・宿泊先証明・滞在費用証明)	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都港区南麻布4-11-44 電話問合せ不可
ポーランド		90日以内の観光・業務 海外旅行保険・充分な滞在費（以下の金額を満たすこと。単位：ポーランドズロチ） 3日以内：ZL300以上 / 4日以上：1日につきZL100以上	出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	大使館：東京都千代田区三田2-13-5 ☎03-5794-7020
ポルトガル		90日以内の観光・業務 (要復路航空券・予約済)	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都千代田区麹町3-10-3 神楽坂ビル4F ☎03-5226-0614
マルタ		90日以内の観光・業務 (復路航空券要)	出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	名誉総領事館：東京都世田谷区大原1-16-16 シルクロードビル 207日本政治総合研究所内 ☎03-3460-2392
ラトビア		90日以内の観光・業務 滞在期間をカバーする海外旅行保険 (要英文加入証明書・治療費補償費用EUR30,000相当以上)	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	大使館：東京都渋谷区神山町37-11 プリマヴェーラ 神山A号室 ☎03-3467-6888
リトアニア		90日以内の観光・業務 滞在期間をカバーする海外旅行保険 (要英文加入証明書・証券オリジナル・緊急移送等医療サービス付・5,795ユーロ以上)	出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都港区元麻布3-7-18 ☎03-3408-5091
ルクセンブルグ		90日以内の観光・業務	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	大使館：東京都千代田区四番町8-9 ルクセンブルクハウス1階 ☎03-3265-9621
リヒテンシュタイン		90日以内の滞在	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上 ⑤1P以上	日本に大使館はありません。スイス大使館にお問合ください
ブルガリア		90日以内の観光・業務 要海外旅行保険	出国時3ヶ月以上 ⑤2P以上	大使館：東京都渋谷区代々木5-36-3 ☎03-3465-1021
ルーマニア		90日以内の観光・業務	出国時3ヶ月以上	大使館：東京都港区西麻布3-16-19 ☎03-3479-1804

※旅券の未使用査証欄の必要ページ数：⑤00Pと表示

国 名	査証	査証免除となる条件	旅券・査証の残存有効期間 旅券の未使用査証欄必要ページ数*	在日大使館・領事館住所・電話番号（抜粋）
ヨーロッパ				
クロアチア ロシア	◎	90日以内の観光・業務	出国時3ヵ月以上 観光査証の有効期限30日 残存期間は出国時6ヵ月以上 ③2P以上 (通過ビザは有効期間は72時間)	大使館：東京都渋谷区広尾3-3-10 ☎03-5469-3014 大使館：東京都港区麻布台2-1-1 ☎03-3583-4445 札幌総領事館：札幌市中央区南14条西12-2-5 ☎011-561-3171 新潟総領事館：新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル12階 ☎025-244-6015 大阪総領事館：豊中市西緑ヶ丘1-2-2 ☎06-6848-3452 大使館：東京都港区西麻布3-5-31 ☎03-5474-9773
ウクライナ		90日以内の観光・業務 滞在費用証明が必要※1日につき US\$100相当の現金、クレジット カード、ホテル予約証明書等	帰国時まで有効なもの ③2P以上	
ウズベキスタン	◎		出国時3ヵ月以上 ③2P以上 観光査証の有効期限30日	大使館：東京都港区高輪2-1-52 ☎03-6277-2166
北米・中南米				
アメリカ		90日以内・観光・商用・通過 (査証免除/パイロットプログラム＝ VWP)渡航認証 (ESTA) が必要	入国時90日以上が望ましい。 要機械読取式旅券かIC旅券	大使館：東京都港区赤坂1-10-5 ☎050-5533-2737 大阪・神戸総領事館：大阪市北区西天満2-11-5 札幌総領事館：札幌市中央区北1条西28丁目 福岡総領事館：福岡市中央区大濠2-5-26 沖縄総領事館：沖縄県浦添市当山2-1-1
カナダ		6ヵ月以内 要出国航空券など 出国を証明できるもの 電子ビザ (eTA) が必要 ※最新情報を必ずご確認ください。	出国予定日+1日以上 ③2P以上 就学・ワーキングホリデーは要許可書	大使館：東京都港区芝1-4-3SANKI芝金杉橋ビル4F 合同会社VFSサービス・ジャパンカナダビザ申請センター ☎03-3454-0911
中南米				
メキシコ		180日以内 (要FMMカード～機内で取得可・ 出国航空券) 費用証明を求められることがある ため残高証明書やクレジットカードを持参する	帰国日まで有効なもの ③1P以上	東京総領事館：東京都千代田区永田町2-15-2 ☎03-3580-2961 大阪名誉領事館：大阪市北区大淀中1-1-88 梅田スカイビルタワーイースト23F ☎06-6440-3870
キューバ		30日以内の観光 (要ツーリストカード)	FMM (入国カード) は機内で取得可 入国時3ヵ月以上 ③1P以上 海外旅行保険の加入 (米系以外・英文)	大使館 領事部：東京都港区東麻布1-28-2 ☎03-5570-4481
ジャマイカ		30日以内の観光	入国時6ヵ月以上 ③1P以上	大使館：東京都港区愛宕1-1-11 虎ノ門八東ビル2F ☎03-3435-1861
コスタ・リカ		90日以内の観光・業務 (要出国航空券)	帰国時まで有効なもの ③1P以上	大使館：東京都港区西麻布4-12-24 典和西麻布ビル9階901号 ☎03-3486-1812
ブラジル	◎		申請時6ヵ月以上 ③2P以上 (見開き) 査証発給から90日以内入国 帰国時まで有効なもの 但し航空会社によっては 入国時6ヵ月以上をもとめられる ③5P以上	総領事館：品川区東五反田1-13-12いちご五反田ビル2階 ☎03-5488-5451 名古屋総領事館：名古屋市中区丸ノ内1-10-29 白川第3ビル2F ☎052-222-1079
ペルー		183日以内の観光		総領事館：品川区東五反田1-13-12いちご五反田ビル6階 ☎03-5793-4444 名古屋総領事館：名古屋市中区栄2-2-23 スワン名古屋伏見ビル3F ☎052-209-7851
アルゼンチン		90日以内・観光・商用 (要往復予約済航空券等)	帰国時まで有効なもの ③1P以上	大使館：東京都港区元麻布2-14-14 ☎03-5420-7101
チリ		90日以内の観光・業務	帰国時まで有効なもの ③1P以上	東京総領事館：東京都港区芝3-1-14 日本生命赤羽橋ビル8F ☎03-3452-1425
オセアニア・太平洋地区				
オーストラリア	◎ ETA	詳細はP8	ETAは帰国時まで有効なもの	大使館：東京都港区三田2-1-14 ☎03-5232-4111
ニュージーランド		3ヵ月以内の観光・商用 (要出国航空券・滞在資金)	入国時3ヵ月+滞在日数以上	大使館：東京都渋谷区神山町20-40 ☎03-5733-3899 (ビザ申請センター)
フィジー		4ヵ月以内・観光 (要出国航空券)	入国時6ヵ月以上+滞在日数以上 ③1P以上	大使館：東京都港区麻布台2-3-5 NOAビル4F ☎03-3587-2038
バヌアツ		1ヵ月以内の観光 (要出国航空券)	入国時6ヵ月以上	在日公館なし
タヒチ		90日以内の観光 (要出国航空券)	出国時3ヵ月以上 ③2P以上 (見開き) 観光査証2ヵ月以内に入国	フランス大使館が管轄：東京都港区南麻布4-11-44 電話問合せ不可
中近東・アフリカ				
トルコ		90日以内・観光・業務 (ホテル予約証明)	入国時150日以上 ③2P以上 (見開き)	大使館：東京都渋谷区神宮前2-33-6 ☎03-6439-5700
ヨルダン	◎		入国時6ヵ月以上 ③2P以上 (見開き)	大使館：東京都渋谷区神山町39-8 ☎03-5478-7177
イスラエル		90日以内の観光 (入国時に旅券を機械にかざすと入国査証カード が発行される。旅券に入国スタンプや査証は押印されない)	入国時6ヵ月以上。 ③2P以上	大使館：東京都千代田区二番町3 ☎03-3264-0911
エジプト	◎		申請時6ヵ月以上 ③1P以上	大使館：東京都目黒区青葉台1-5-4 ☎03-3770-8023
モロッコ		90日以内の観光・業務	入国時3ヵ月以上 ③1P以上	大使館：東京都港区南青山5-4-30 ☎03-5485-7171
ケニア	◎		入国時6ヵ月以上 ③連続3P以上	大使館：東京都目黒区八雲3-24-3 ☎03-3723-4006
タンザニア	◎		査証発行日より6ヵ月以上 ③2P以上 (見開き) 観光査証の滞在期間90日 南ア出国後30日以上 ③2P以上	大使館：東京都世田谷区上用賀4-21-9 ☎03-3425-4531 大阪名誉領事館：大阪市中央区北久宝寺町3-6-1 本町南ガーデンシティ 12F (株) 鴻池組内 ☎06-6245-6683
南アフリカ		90日以内の観光・業務 (要出国航空券)		大使館：千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル4階 ☎03-3265-3366
アラブ 首長国連邦		30日以内の観光	入国時6ヵ月以上。 ③2P以上 (見開き)	大使館：東京都渋谷区南平台町9-10 ☎03-5489-0804
イラン	◎		入国時6ヵ月以上要 ③2P以上 (見開き)	大使館：東京都港区南麻布3-13-9 ☎03-3446-8021

※旅券の未使用査証欄の必要ページ数：③00Pと表示

2016年8月現在

※旅券の残存期限は、現地（渡航先国）の出国時、入国時です。

※スベースの関係で、すべての国は掲載できませんので、詳しくはホームページをご覧ください。

※入国に制限のある国を同時訪問する際の注意

アラブ諸国（シリア、イラク、レバノン等）にはイスラエル経由の入国を認めない国があります。

アフリカ諸国は政治的な情勢が流動的なため、その都度外務省や大使館に照会すること。

※旅券の未使用査証欄の3ページ以上必要な国があります。（増補は都道府県旅券事務所へ）